(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
金沢市駅西本町六丁目町一二番地内	前	四五・四二～四五・六四メートル
	後	四五・六四～七六・八六メートル　〇・〇三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　金沢市駅西本町六丁目町一二番地内　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富山県下新川郡朝日町宮崎字九郎三郎三六七番一から同町宮崎字大坪五三〇番まで	前	一八・八〇～二三・五〇メートル
	後	一八・八〇～八三・〇〇　〇・一五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　富山県下新川郡朝日町宮崎字九郎三郎三六七番一から同町宮崎字大坪五三〇番まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十七号及び三百五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
野々市市横宮町五〇番から同市若松町二二二番一まで	前	二〇・〇〇～四一・二〇メートル
	後	一九・五〇～四一・二〇　〇・二四二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十七号及び三百五号　野々市市横宮町五〇番から同市若松町二二二番一まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
糸魚川市大字市振字高平四二一番六から同市大字市振字高平四四一番一まで	前	六九・〇〇～九一・二〇メートル
	後	七〇・七〇～九五・三〇　〇・一一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　糸魚川市大字市振字高平四二一番六から同市大字市振字高平四四一番一まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年北陸地方整備局告示第百十三号佐和田都市計画道路事業三・四・八号窪田沢根線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし